

令和6年度

東山中学・高等学校いじめ防止基本方針及び行動計画

いじめ防止に関する本校の考え方

基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することとなる。

そのためには、学校としてあらゆる教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「醇厚中正・質実剛健・恭儉勤敏」（あかるく、ただしく・まじめに、しっかり・よろこび、はたらく）の校訓の下、宗教情操教育に根差し「互いに違いを認め合い、共に学び共に生きる」ことを教育目標の一つとしており、その目標達成に向け、人権教育に重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は以下のようなものがある。

- 1、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2、仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5、金品をたかられる。
- 6、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7、嫌なことや恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、副校長、生徒部長、中学生徒課長、宗教教育部長、中学・高校学年主任
- 3 「いじめ防止対策委員会」は毎月の水曜日の昼休みに開催する。なお、緊急に必要あるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では次の事を行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
いじめは、どの子どもにも起こり得るものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象にお互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団作りの為に、全教職員が保護者会等と一体になって継続的に取組を行う。
- 2 いじめの未然防止のための取組
 - (1) わかりやすく規律ある授業の推進・授業内容の充実、ベル着の徹底、教室環境の整備等
 - (2) 自己有用感を育む取組の推進・行事における学級づくりの推進等
 - (3) 豊かな心を育む取組の推進・道徳教育、人権教育の推進、規範意識の向上等
 - (4) いじめについての理解を深める取組の推進・いじめ人権学習会の実施等
 - (5) いじめ防止等について、生徒の主体的な活動の推進・生徒会活動の充実等
 - (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進・校内研修の実施等

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見の為の取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する
- ・「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 学期毎に全生徒を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施

- ・アンケート調査 中学：5月、9月 高校：6月、11月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・教育相談週間を実施する（中学校6月、10月）
- ・スクールカウンセラーと情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても、自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

第5 重大事態への対応

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに文教課を通じ京都府知事に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査をする場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 4 調査結果を文教課を通じ京都府知事に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取り組みを進める。

第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携推進
 - (1) 東山会（保護者会）との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・研修会の実施
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。